

物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	食用廃棄油売払い（単価契約） 予定数量:2,190缶
引渡場所	豊田市南部給食センターほか7施設
引渡期限	令和9年3月31日

単価契約区分	単価契約
消費税率	10%

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	予定数量	数量 単位	積算単価	積算金額	積算摘要	前回 数量	数量 単位	前回金額
1	食用廃棄油	1斗缶当たり16.5kg ※1缶当たりの単価	2,190	缶						

仕様書

1 名 称

食用廃棄油（使用済みの食品揚げ油。以下、「廃油」という）

2 回収期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 回収予定数量

2, 190缶 ※但し、1斗缶あたり16.5kg（内容量18ℓ）とする。

4 回収場所

名称	住所	回収予定数量	回収予定回数
南部給食センター	豊田市竹元町細畔47	640缶	23回/年
北部給食センター	豊田市亀首町山ノ上20	580缶	27回/年
中部給食センター	豊田市栄生町5丁目1	210缶	7回/年
東部給食センター	豊田市東山町6丁目1089	390缶	13回/年
平和給食センター	豊田市平和町6丁目6	240缶	21回/年
足助給食センター	豊田市足助町落部32番地1	80缶	5回/年
稲武給食センター	豊田市稲武町シモ田20-1	20缶	3回/年
旭中学校	豊田市杉本町羽根1-1	30缶	5回/年

5 売払いの条件

- (1) 乙は、この契約において物品の回収後に代金を納入するものとする。
- (2) 乙は、初めて回収を行う日までに各回収場所において、廃油を貯留・保管している容器の形状と、廃油を抜き取る方法について確認すること。
- (3) 甲は、回収を依頼する場合、乙に事前に連絡するものとする。
- (4) 乙は、甲から廃油回収の依頼があった場合、日程を調整した上で回収を行うこととする。
なお、廃油回収にあたっては回収場所責任者立会いのもとに行い、乙は、回収した都度、任意の様式に回収場所責任者から回収量の検印を受け、その控えを回収場所責任者に渡すものとする。
- (5) 乙は、1か月の回収量の実績を、翌月5日までに、任意の様式にて甲に報告することとする。
ただし、12月分の報告については、翌月6日までに報告することとする。
- (6) 甲は、乙から報告のあった回収量に基づき、有価物代金を乙に請求することとする。
- (7) 乙は、廃油の回収に関するすべての責任を負い、また費用についても全て負担することとする。
- (8) 乙は、当該契約の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (9) この条件に定めのない事項が生じた事項については、その都度、甲乙の協議のうえ、決定することとする。